議題２：市県民税の減免について（知立市提出）

資料２

市名	回答	
	（１）生活困窮理由の場合の判断について	（２）減免非該当の状況となった場合、減免の取消を行うことがあるかについて
名古屋市	１　生活保護受給者について 納税義務者が生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助または介護扶助を受けていること。 ２　その他の場合について 納税義務者の総所得金額等に基づいて判断している。	すでに行った減免については、減免事由に関わらず、原則として取り消すことはできないものとして取り扱っている。 ただし、納税者に不正・悪意がある場合等、その既得の権利又は利益を保護する必要がなく、また、減免の取消しをしないとすれば他の納税者との間に不公平が生ずると認められる場合に限り、取り消すことができる。
豊橋市	減免申請者の所得のみを基準に判断する。取扱要領等はない。 （豊橋市市税条例施行規則第10条別表第２　参照）	申請者からの申出により減免非該当となった場合は、以降の納期未到来分について減免を取消しする。
岡崎市	廃業、休業、失業等(定年又は自己の都合による場合を除く。)により所得が減少した者のうち、前年の総所得金額等から当該年度に課された所得割の課税標準に係る配偶者控除額及び扶養控除額を控除した金額をいうが200万円以下で、かつ、当該年の所得金額(9月1日現在において、算定した当該年の総所得金額等の見込額から当該年度分として課された所得割の課税標準に係る配偶者控除額及び扶養控除額を控除した金額）が、前年の2分の1以下に減少すると認められる者について、所得割額の２分の１に相当する額を減免している。 なお、所得が減少した理由は、雇用保険被保険者証の理由コードや医師の診断書を持参してもらい、また申請者に聞き取りのうえ判断する。	本市では条例により生活困窮理由の場合の申請期間が、第２期の納期限後の９月１日から10月20日までとなっている。 減免の翌年度に、条件への適合について調査し、合致していなかったことが判明した場合は、直ちに減免を取り消し、税額変更通知書及び納付書を送付する。 また、その旨を申請受付時に説明している。
一宮市	減免申請者の所得のみを基準に判断している。	減免の手続きを行う際に、減免が非該当の状況となった場合は速やかに報告するよう指導をしたうえで、翌年度に所得調査を行い、所得が基準額を超えている場合は、減免を取消している。
瀬戸市	瀬戸市市税の減免に関する規則に基づき、減免申請者の所得のみを基準として判断しています。	実際の所得金額に差異が生じた場合、減免額の減額および取消を行っております。
半田市	生活困窮理由による減免申請は、 ①生活保護法の規定による被保護者 ②長期療養を要する者であって、合計所得金額が前年と比較し１／２以下に減少する見込みである者 ③合計所得金額が前年と比較し１／２以下に減少する見込みである者 ④雇用保険法の規定による基本手当の受給者 の４つの事由があり、②～④について減免申請者の前年中の合計所得のみを基準に判断します。	上記の②、③について、実際の所得額が１／２以下に減少しない場合は減免を取り消します。
春日井市	当市では、所得減少を理由とする減免については、申請者の所得のみを基準に減免の可否を判断しています。なお、基準となる金額は次の計算式のとおりであり、扶養親族の人数により変動します。 ※前年の合計所得金額が次の金額以下で、今年の見込額が前年の２分の１以下に減少すること ①本人のみの時：135万円 ②扶養親族を有する時：100万円＋35万円×人数（本人＋扶養親族）＋32万円	申請時の所得の見込額と実際の所得額に差異が生じ、減免非該当や、所得の減少割合が変わることにより減免額が変更となる場合は、減免の取り消し及び減免額の変更を行います。
豊川市	生活困窮理由による減免は、生活保護の規定による生活水準以下である者と考えるため、世帯員の状況、保有資産の状況等を含めて判断をします。	これまでに減免の取消を行った実績はありません。
津島市	退職等で所得が前年と比較し、本人の所得が１/２以下に激減した場合を対象とする減免はありますが、生活困窮を理由とした減免はありません。 減免に関する規則…別添のとおり	翌年七月に調査を行い、減免事項に非該当の場合、取消を行っています。
碧南市	減免申請者の所得のみを基準に判断しています。 ただし、減免申請者が同一生計配偶者又は扶養親族を有することが条件となります。 取扱要領については、別添のとおりです。	基本的には、翌年度の当初賦課時期までは対象となる所得が不明であるため、減免申請年度の途中において減免の取消を行うことはありません。 今のところ、事例としてもありませんが、仮に年度途中において所得状況から減免非該当となることが明らかとなった場合には、その時点において取消を行うこともありえます。

市名	回答	
	（１）生活困窮理由の場合の判断について	（２）減免非該当の状況となった場合、減免の取消を行うことがあるかについて
刈　谷　市	単身世帯もしくは同一生計配偶者または扶養親族を有する人のうち、疾病や会社都合等の事由により長期療養・失業等した納税義務者で、前年の総所得金額及び山林所得金額が、33万円に同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額と300万円との合計金額以下で、かつ、当該年の総所得金額等の見込額が前年の総所得金額等の2分の1以下に減少すると認められる者	減免非該当となった場合には、減免の決定を取り消し、その取り消した日以後に到来する納期に係る税額を納付していただきます。
豊　田　市	複数の申請理由で所得制限を設けていますが、 どの申請理由においても、減免申請者の所得のみを基準に判断しています。	減免の取消を行ったことはありません。
安　城　市	安城市税条例第４９条第１項における市民税を減免する必要があると認められる者（納税義務者）の所得等を基準に判断している。 同世帯の世帯員の所得は考慮していない。	所得の修正にともない、安城市税条例第４９条第１項における市民税を減免する必要があると認められる者に該当しなくなった場合は、減免の取消しを行っている。
西　尾　市	減免申請者の同一世帯内の者で,担税力があると認められる者がいる場合は対象外とします。 （西尾市個人市民税減免事務取扱要領）	見込と実際の所得の差異により減免非該当となった場合は、減免取り消しを行います。
蒲　郡　市	生活保護法の規定による保護を受ける者の場合は、減免申請者本人が保護を受けているかで判断します。 　雇用保険法の規定により基本手当の受給資格を有する者の場合は、申請者本人の前年の所得状況及び今年の所得見込で判断します。ただし、退職理由が定年又は自己都合であるものを除きます。申請者以外の所得は考慮していません。	減免の取消を行っていません。
犬　山　市	減免申請者の所得のみを基準に判断しています。	申請のあった翌年度の6月頃に実際の所得額を確認し、見込額と差異が生じた場合は減免の取消を行っています。
常　滑　市	常滑市では、生活困窮者に対して現状の収入状況等を確認して行う減免を行っておりません。 雇用保険の失業給付金を受給中の人に限って減免を行っていますが、その場合は本人の前年中の合計所得が２００万円以下であることを条件としています。	失業給付金を受給中であることの確認が出来た場合に減免を行っているため、減免の取り消しを行っていません。前年所得に変更があり、合計所得が２００万円を超えてしまった場合には条件を満たさなくなるため取り消しをすることになるかとは思います。
江　南　市	減免申請者の所得のみを基準に判断しています。	取消は行っていません。
小　牧　市	減免申請者の所得のみを基準として判断しています。	減免を受けた申請者の所得を改めて確認することはしておらず、減免を受けた後に減免の取り消しを行うことはしておりません。
稲　沢　市	減免申請者の所得のみを基準に判断している。	翌年度当初賦課後に全件チェックして、減免非該当の状況であった場合は減免の取消を行っている。
新　城　市	本市において、生活困窮理由での減免適用の実績はありませんが、申請があった場合には、納税義務者の担税力を慎重に調査し、その状態により適否を判定します。 　なお、減免制度の取扱要領等はありません。	減免について瑕疵がない限り原則としてすでに行った減免は、取り消しません。 　なおすでに行った減免処分について、瑕疵がなくとも公益上その効力を存続できない事由が発生した場合で、その事由が相手方の責に帰すべき場合にあっては、減免事由がなくなったこととしすでに行った減免のうち納期未到来分のみを取り消します。
東　海　市	減免申請者の所得のみを基準としています。	減免申請後の見込所得について調査を行っていないので、見込所得の変動に伴う減免の取消は行っていません。 ただし、極力正確な見込額を把握するため、前年の所得（２００万円以下）の１／２以下になると思われる方の減免については、出産・育児・病気により退職し、所得が減少した場合を除き、１０月以降４期の納期限までに申請いただくようにしています。（これに伴い、３期分を納付いただいてる場合も、一部減免しています。）
大　府　市	当市では、減免事項として生活保護受給者、勤労学生、死亡者、長期療養を要する者、雇用保険金受給資格者、被災者のいずれかにあたる場合、生活保護受給者を除き、一定の所得要件を定めています。この場合、所得要件はあくまで前年の合計所得のみで判断しています。 　現状、上記の減免事項以外で減免申請を受けた実績はありません。	勤労学生・本人死亡以外の事由により減免を受けている者については、各納期に減免の申請を行ってもらうため、減免事項に該当しなくなった納期分については納付義務が発生します。
知　多　市	減免申請者以外の所得は判断に含めておりません。	減免の取消を行っています。

市名	回答	
	（１）生活困窮理由の場合の判断について	（２）減免非該当の状況となった場合、減免の取消を行うことがあるかについて
知　立　市	当市においては生活困窮による減免については画一的な基準はなく、要領等も整備していません。聞き取り情報から総合的に判断している状況です。 なお、生活困窮の判断においては申請者本人の所得状況だけでなく申請者と生計を一にする者の所得状況も考慮しています。 また、雇用保険法に基づく手当等の受給者については離職理由等も考慮しています。	当市においては減免取消しを行った実績はありませんが、他市の状況によっては今後実施していく可能性があります。
尾 張 旭 市	減免申請者の前年中の所得のみを基準に判断しています。	当該年の所得状況を減免の判断基準に設けていないため、同様なケースは想定されません。
高　浜　市	減免申請者については、前年中の合計所得金額が500万円以下で、かつ当該年中の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額の2分の1以下に減少すると認められることが要件となります。申請者以外については、同世帯員（※減免申請者を除く）の市民税所得割額の合計額が12万円を超えないことが要件となります。	減免非該当の状況となった場合は、減免の取消を行うことがあります。
岩　倉　市	申請者以外（生計を一にする者）の所得も考慮して判断している。 岩倉市税の減免に関する規則を提供。	所得が確定した段階で、申請時の所得の見込額と差異が生じ非該当となった場合、減免の取り消しを行っている。また、見込額の変更が判明した時点で申請者には申し出るよう通知している。
豊　明　市	前年所得及び本年の見込みの所得のみで判断	「前年の控除後合計所得金額が200万円以下で、今年の控除後合計所得金額の見込額が前年の２分の１いかに減少すると認められる」との事由で減免決定して者については、翌年度に所得確認を行い、減免基準額を超えている場合は、減免取消をしている。
日　進　市	減免申請者の所得のみを基準に判断している	取消を行うことがある 減免の所得基準を超えた場合は、翌年に追徴する場合も有。
田　原　市	本市においては、市税条例及び市税条例施行規則の定めるところにより、市民税の減免をしているところですが、生活困窮理由については規定がなく、生活保護法の規定による保護を受ける者については、減免しています。	原則、既に行った減免は、取り消ししません。
愛　西　市	減免申請者の所得のみを基準としている。	あります。
清　須　市	減免申請者の所得のみを基準に判断しています。	減免非該当の状況が確認された場合には、減免の取消を行います。
北名古屋市	本人だけではなく、その者と生計を同一にする世帯員の収入等が生活保護基準に該当するかも確認する。	状況が把握できれば取消を行う。
弥　富　市	減免申請者の所得のみを基準に判断しています。	減免対象者の所得額を確認し、減免対象となる所得額を超えていた場合、減免の取り消しを行っています。
みよし市	納税義務者及び該当納税義務者と生計を一にする者の所得で判断する。	減免非該当の状況が確認できた場合は取り消しを行う。しかし、取り消しを行なった事例はない。
あ　ま　市	減免申請者の所得のみを基準に判断	翌年度に所得が確定した段階で、基準を満たしていないことが判明した場合は、減免取消し（過年度課税）をしている。（減免申請時に、説明）
長久手市	所得については減免申請者のみの所得を基準にしています。市県民税の減免の取り扱いは規則で定めていますが、生活困窮理由の減免については、 ①長期療養（6か月以上）を要する納税義務者 ②障害者、未成年者、寡婦又は寡夫 ③障害者又は疾病等の理由により納税義務を負わない夫と生計を一にする妻 ④雇用保険用の規定による基本手当の受給資格を有する者 ⑤賦課期日後に死亡した、課税所得額が100万円以下の納税義務者の相続人 があり、①から④までの申請者について申請者本人の所得の基準を設けています。	所得見込額で判断している減免はありません。